

日本イギリス哲学会

第 37 回総会・研究大会

プログラム・報告要旨

Japanese Society for British Philosophy

Program of the 37th Annual Conference

at Tohoku University

期 日 2013 年 3 月 25 日 (月)・26 日 (火)
会 場 東北大学 片平キャンパス
(宮城県仙台市青葉区片平 2-1-1)

第1日 2013年3月25日（月）

9:30～	受付	エクステンション教育研究棟1階エントランスホール
10:00～11:00	総会	エクステンション教育研究棟201A 講義室
11:00～12:00	会長講演 方法への関心	エクステンション教育研究棟201A 講義室
	只腰親和（横浜市立大学） 紹介者：中才敏郎（大阪市立大学名誉教授）	
12:00～13:00	昼食・休憩	
13:00～17:30	シンポジウムI バークリ『三対話』刊行300年	エクステンション教育研究棟201A 講義室
	司会：伊勢俊彦（立命館大学）・久米暁（関西学院大学）	
13:00～13:10	発題	司会者
13:10～13:40	第1報告 バークリー『三対話』における「常識への還帰」 —理性と習慣の調和としての常識— 中野安章（トリニティ・カレッジ ダブリン）	
13:40～14:10	第2報告 バークリーにおける「精神の形而上学」 竹中真也（中央大学）	
14:10～14:40	第3報告 バークリの「能動／受動」が懷胎する積極的ゆらぎ —『三対話』に発する数学観を手がかりに— 一ノ瀬正樹（東京大学）	
14:40～15:00	ティー・ブレイク	
15:00～17:20	質疑応答	
17:20～17:30	総括	司会者
18:00～	懇親会	レストラン萩

第2日 2013年3月26日（火）

8:30～ 受付 エクステンション教育研究棟1階エントランスホール

9:10～12:00 個人研究報告（報告35分、質問15分）

第1会場 エクステンション教育研究棟302 講義室

9:10～10:00 ロックとオックスフォード実験哲学
—ウィリス、ローウーからの影響—
青木滋之（会津大学）
司会：下川潔（学習院大学）

10:10～11:00 ジョン・ロックの人格論における自己認識とその合理性についての考察
遠藤耕二（三原看護専門学校）
司会：秋元ひろと（三重大学）

11:10～12:00 Remember Doingに関する考察
櫻木新（芝浦工業大学）
司会：久米暁（関西学院大学）

第2会場 エクステンション教育研究棟303 講義室

9:10～10:00 ヒュームのミッシング・シェイド・オブ・ブルーについて
竹中久留美（東洋大学）
司会：中才敏郎（大阪市立大学名誉教授）

10:10～11:00 ヒュームの因果論における論理学
菅原宏道（東北大学）
司会：伊勢俊彦（立命館大学）

11:10～12:00 ヒュームにおける「偶然」について
豊川祥隆（京都大学）
司会：星野勉（法政大学）

第3会場 エクステンション教育研究棟201A 講義室

9:10～10:00 A・D・リンゼイのデモクラシー論と近代議会制の擁護
中村逸春（東北大学）
司会：山田園子（広島大学）

10:10～11:00 ロールズとシジウィック
—反照的均衡概念をめぐって—
池田誠（北海道大学）
司会：成田和信（慶應義塾大学）

11:10～12:00 ハイエク・パーク・保守主義
—ハイエクはパークをどのように読んだのか?—
中澤信彦（関西大学）
司会：山岡龍一（放送大学）

第4会場

エクステンション教育研究棟 201B 講義室

11:10～12:00 ホップズ『リヴァイアサン』の第2自然法は何を意味するのか
新村聰（岡山大学）
司会：梅田百合香（桃山学院大学）

12:00～13:00 昼食・休憩

13:00～17:00 シンポジウム II エクステンション教育研究棟 201A 講義室
イギリス思想とアメリカ
司会：岩井淳（静岡大学）・松井名津（松山大学）

13:00～13:10 発題 司会者

13:10～13:40 第1報告 イギリス思想とアメリカ
—17世紀ウェイカーの宗教思想—
西村裕美（立教大学）

13:40～14:10 第2報告 アメリカ啓蒙
—スコットランドとイングランドの貢献—
田中秀夫（京都大学）

14:10～14:40 第3報告 プラグマティズムと形而上学
—ジェイムズとシラーを中心に—
沖永宜司（帝京大学）

14:40～15:00 ティー・ブレイク

15:00～16:50 質疑応答

16:50～17:00 総括 司会者

17:00～閉会挨拶 会長・只腰親和

受付 エクステンション教育研究棟エントランスホール
会員控室 エクステンション教育研究棟 301 講義室

シンポジウムI バークリー『三対話』刊行300年 第1報告

バークリー『三対話』における「常識への還帰」

—理性と習慣の調和としての常識—

中野安章（トリニティ・カレッジ ダブリン）

バークリー『三対話』の目立った特徴は、そこで「常識」に与えられた大きな役割である。常識なる概念は18世紀の後半に哲学の表舞台に登場してくるが、この「常識哲学」の先駆としては、バークリーはいささか皮肉な位置にいる。『三対話』のたて糸は、物質の存在を否定するフィロナスと、それを肯定するハイラスの間で、「吟味の末に、常識に最もよく適合し、懷疑論に最も遠い方の見解を、真であると認め」ようとの合意に沿って展開される一種の言論競技であり、最後に勝利するのはフィロナスであった。ところが、物体を「観念」の集合とするバークリーの立場は、彼に続く世代の哲学者たちにとってむしろ「常識原理」に訴えて論駁すべき恰好の標的であり、またヒュームの有名な評によれば、彼はペイル以上に懷疑論の最良の教訓を与える者であった。

しかしそもそも「常識」は、バークリー自身の哲学の内部でどのような位置づけをもっているのであろうか。常識との適合というテーマは確かに『三対話』で中心的役割を与えられるが、他の著作ではそれほど目立っていないと思えず、『視覚新論』や『知識の原理』では、自らの立場が「人類の先入見」に反対であることについて弁明は不要であると言われ（『原理』諸言）、常識からの乖離に積極的意義を見出すような姿勢すら見える。これが『三対話』では一転して、「哲学者の先入見」に反対して「人類の常識と自然な考え方」に立ち返ることを目指すと宣言されるのである（『三対話』諸言）。このような経緯を見る限り、G. ピッチャーがかつて結論したように、バークリーは常識に対する「融和的」と「非融和的」の二つの態度を揺れ動き、結局「多くの仕方でまったく決然と、非融和的態度を取った」という裁定が至極妥当に思えるかもしれない。

バークリー哲学と「常識」という主題を巡っては、多くの場合、彼の立場がいわゆる常識的実在論といかに距離を縮められうるかに関心が向けられてきた。しかし本報告では、むしろバークリーにとっての「常識」概念そのものを問い合わせることを試みたい。常識的実在論というとき、そこでは物的対象についてのある一群の命題ないし信念が遍く同意されるものとして予め特定され、それを基準とする仕方で哲学、形而上学的議論の当否が判定されることになるだろう。だが、バークリーは常識を、何か一定不变の「公理」的位置づけをもつ原理として、あるいはそうした公理的命題を把握する格別な能力として、捉えていたわけではないと思われる。バークリーにとって、常識とは、「理性」そのものと区別されうるような、ある予め与えられた原理を把握する能力であるよりは、理性的議論と日常的習慣の間に緊張がなく、調和が達成されて実践が滞りなくおこなわれる状態を指している。これが本報告の提案したい解釈である。

『三対話』の末尾に、対話全体を振り返ってそれを噴水の円環運動に喩え、「はじめ懷疑論に通じると見えた同じ原理が、ある一定の点まで追求されれば我々を常識へと連れ戻す」と言われるが、ここには「理性」への信頼とそれを人間精神の調和の原理として捉えるバークリーの思想が読み取れる。報告では、『三対話』の展開のうちに「理性」的議論の内実をたどるとともに、できれば『視覚新論』にも言及しつつ、バークリーの言う「常識への還帰」というものが、科学的認識や形而上学のレベルでの理性的な反省の過程を通じて、精神を再び日常的実践のうちに着地させることを目指していることを論じたい。

シンポジウムI バークリ『三対話』刊行300年 第2報告

バークリにおける「精神の形而上学」

竹中真也（中央大学）

バークリ哲学において、従来の研究は、非物質論に集中するものであった。しかし、近年、見直しが進められ、さまざまな方面から研究が進められている。その潮流のうちで重要なものの一つは、「精神の形而上学」である。本報告は、こうした研究動向を踏まえて、バークリの全著作を通覧しつつ、「精神」がいかにして認識されるのか、それはいかなるものかという問題に取り組むこととする。

周知のように、バークリ哲学は観念と精神の二元論に基づく。観念とは、感官によって知覚されるものか、想像力によって形成されるものである。これに対して、精神は「認知する、知覚する、意志する、想像する、思い出す」（『人知原理論』第二節）等々のはたらきを行使する。精神とは能動的な存在者にほかならない。それゆえ、観念は知覚「される」、形成「される」という受動性に本領があるが、これに対して、精神は知覚「する」、形成「する」という能動性に本領がある。観念と精神は対比されるものの、表裏一体である。それらは、いずれか一方だけが存在することはないのである。

それでは、それらの知識はいかにして手に入れられるのか。観念は感覚や想像力によって具体的に明示される。だが、精神はそうではない。それでは、精神はいかにして認知されるのか。それは反省（reflexion）によってである。ただしバークリは、反省を比喩として理解すべきだという。しかるに、反省とは、元来、反射を意味するものであった。とすれば、反省は、何らかのものに光を反射させて自己の姿を映し出してみることにほかならない。バークリにとって、その何らかのものとは観念のほかにないがゆえに、観念においてこそ精神はおのれの能動性を認知する。精神は観念から切り離されて認知されるわけではないのである。

精神に関する知識は「思念」と呼ばれる。観念が「感覚されうる（sensible）」のに対して、「思念」は「理解されうる（intelligible）」ものである。それでは、「思念」の中身とはどのようなものなのか。その中身は、バークリ後期の著作『サイリス』においてもっとも明確にされる。すなわち、それは「感覚、記憶力、想像力、理性、知性」という精神のはたらきの上昇の過程として描かれるのである。「感覚は記憶力に心像を与える。これらの心像は想像力がそこで働く対象である。理性は心像を思考しそれについて判断する。さらに、理性のこれらの〔思考し判断する〕働きは〔直観能力としての〕知性への新しい対象になる。こうした階層において、それぞれのより下位の能力は、その上位の能力へと導く土台である」（『サイリス』第303節）。このように、それらの能力はそれぞれ無関係ではない。それらはより下位の仕事を土台にしており、連続的である。したがって、感覚の得た観念に、精神のはたらきは折り重なっていく。観念に精神のはたらきは畳み込まれていくのである。こうして、目の前の一片の観念は精神のはたらきの「象徴（token）」となる。こうすることによって、われわれは、目の前の観念から始めて、徐々に形而上学的な知識を深めていくことができるのである。

本報告は、以上の議論を踏まえて、バークリの「精神の形而上学」の一端を書き出してみようと試みる。こうすることによって、精神がいかにして認識されるのか、それがいかなるものかへの、ひとつの回答を与えてみたい。

シンポジウムI バークリ『三対話』刊行300年 第3報告

バークリの「能動／受動」が懷胎する積極的ゆらぎ
—『三対話』に発する数学観を手がかりに—

一ノ瀬正樹（東京大学）

バークリの哲学は一見してきわめて明快に響く。「存在するとは知覚されることである」という「ペルキピ原理」も、すっきりしていて、切れ味鋭い。けれども、少し読者の方で掘り下げて理解しようとすると、たちまち多くの疑問が湧出する。とりわけ、「ペルキピ原理」が裏面において含意する因果関係についてのバークリの議論は、読者を当惑させる。『哲学的評注』にもあるように、「ペルキピ原理」は、「存在とは知覚することである」という、精神の原因性を指示する主張でもある。これは、「知覚される」という「受動性」によって規定されるところの観念は、「原因」という「能動性」を担うことはできず、したがって、原因性というには「知覚する」という能動的な働きによって規定されるところの「精神」に定位されると考えるべきである、というロジックにほかならない。しかし、この原因性とは何か。能動性とは何か。矢で射られた人は、自分みずから、「痛み」という触覚的観念を能動的に産出したということになるのか。こうした問いかけによって、バークリ哲学は、その真の、実に難解な姿を現していく。

『三対話』は、名文家としてのバークリの真骨頂が發揮された著作である。そこには、上で記したような、バークリ哲学の真相へと読者を引き込む手がかりがちりばめられている。ここでは、「第三対話」における次のフィロヌスの、数学に対する発言を取り口として、バークリの「能動／受動」という根源的な謎の解明への一歩を踏み出したい。「数学それ自身でさえ、もし延長された事物の絶対的存在を取り除くならば、もっと明快で容易なものとなるだろう。数学における最も衝撃的な逆説や、錯綜した思弁は、有限な延長の無限可分性に依拠するのであって、そしてそれは延長された事物の絶対的存在という想定に依存している」(*The Works of George Berkeley*, Vol.2, p.258)。解くべき問い合わせが充満している。私は、ここでバークリの言う「最も衝撃的な逆説」を、バークリ自身の著述の展開からして、「流率法」あるいは「微分法」のことだと解して間違いないと考える。こうした視点から、『アナリスト』の中で展開される、いわゆる「誤謬補償テーゼ」を吟味したい。それに際して私が注目したいのは、バークリが提起する、幾何学と算術の区分である。幾何学は触覚的観念を基盤とする経験的なものであるのに対して、算術は人間の精神が創造する唯名的なものである、とする区分である。大まかに言って、幾何学は受動的な対象、算術は能動的な働き、と対応づけることができる。しかるに、バークリは、「流率法」を、無限小の概念を、二重に誤って使用することで導き出されるとして批判する。それはつまり、バークリが、「流率法」を一種の幾何学的な考え方として理解していたことを窺わせる。けれども、無限小の概念を、算術において唯名的に創造される、道具的な概念として捉えるという道筋は、バークリの数学観の中で十分に可能なはずである。こうした考察を通じて、バークリの言う「能動／受動」の対比がゆらぎゆくさまを見届け、ひいては、こうした18世紀の議論が今日の数学の哲学における、「有限主義」や「虚構主義」とどのように連関しうるかについて考えて、バークリ哲学の積極的意義を改めて洗い出してみたい。

個人研究報告

ロックとオックスフォード実験哲学

—ウィリス、ローワーからの影響—

青木滋之（会津大学）

ジョン・ロックの『人間知性論(1690)』は、イギリス経験論の嚆矢となった記念碑的著作であるが、この著作を構成することになった思想的背景には、これまで概して2つのルーツが指摘されてきた。1つは、ロックがクライスト・チャーチで道徳哲学講義を担当したときに準備した『自然法論(1663-4)』を出発点とした、自然法の認識についてのロックの考察が、後の経験論哲学を形成していったとするもの。もう1つは、当時大学で支配的であったスコラ学に代わりイングランドで勃興していた実験哲学(Experimental Philosophy)からの影響から、経験論哲学が生まれたとするもの、である。とりわけ、ロックが1667年からのロンドン滞在時においてシドナムの助手/共同研究者をしていた間に体得した、実験医学者としての現場経験が、『人間知性論草稿 A,B(1671)』に決定的な影響を与えたということが、ミルトン、ウォルムスリーによって論じられてきている。

それでは、ロックの実験哲学への接近は、シドナムを通じて初めて可能になったのだろうか。確かに、後のイギリス経験論の展開において鍵となる、「平明で隠し立てのない方法(a plain and open method)」や、『草稿 A,B』における物質的実体の本質に関する強力な不可知論は、シドナムからの影響下で執筆された「解剖学(1668)」、「医術について(1669)」、「天然痘論(1669)」といった医学手稿からのダイレクトな帰結だと考えられるが（この点については、青木(2008)で詳述した）、ロックの実験哲学ないし実験医学への接近は、ロンドンに移動するよりも前の、医学博士号取得に向けて本格的な医学研究を始めていたオックスフォードでの日々(1663-1667年辺り)にまで遡ることができる。

1660年代当時のイングランドでは、従来の学問—古代人 Ancients の権威への盲従—への反感と、ベーコンの『ノヴム・オルガヌム(1620)』にインスピアされた新しい実験哲学への期待が満ち満ちていた。イングランド初の科学学会である王立協会が1662年に設立される前後において、ウルハウス(1983)の著作『ロック』に挙げられているように、ウェブスター(1654)、グランヴィル(1661)、パワー(1664)、フック(1665)、スプラット(1667)といった実験哲学者の著作が相次いで現れ、旧来のスコラ学の「ごみくず Rubbish」が一掃され、新たな土台から建造物が築かれることができた。

ロックが滞在していた頃のオックスフォードは実験哲学の推進地であり、正規の大学カリキュラムとは別に、ウィルキンスの指導のもとで実験哲学クラブ(Experimental Philosophical Club)が開かれたり、ハーヴェイの血液循環論の伝統のもと、私的スタジオで医学研究が行われたりした。こうした、大きなオックスフォード実験哲学のうねりの中で、ロックはどのように実験哲学を受容していったのだろうか。この頃のロックに関する動向は、ロンドン滞在時に比べてあまり知られていない。その主たる原因是おそらく、ロック自身の考え方を伝える資料があまりないことに起因するものと思われる。

本発表では、こうした資料状況の中でも、ロックの動向を窺い知ることのできる2つの資料—1663-4年にクライスト・チャーチで行われたT.ウィリス(1621-75)の医学講義のノートと、R.ローワー(1631-91)との共同研究によって1666年に執筆された「呼吸の用途(Respirationis Usus)」—を手掛かりとしながら、初期ロックの実験哲学の受容を詳らかにしたい。特に後者は、旧来の公準をベースとした療法に疑問を呈し、当代の実験医学の知見を吸収しつつあった若きロックの知的動向を伝えている点で重要である。また、この時期では、ロンドン時代に拒否されることになる観察不可能な原因論に立ち入っていることからも、『草稿 A,B』へと至る過渡的な段階であったということが分かるが、この点も本発表では指摘したい。

個人研究報告

ジョン・ロックの人格論における自己認識とその合理性についての考察

遠藤耕二（三原看護専門学校）

ジョン・ロックが『人間知性論 An essay concerning Human Understanding』において展開した人格(person)をめぐる議論は『人間知性論』の第2版より同一性の議論の中で付け加えられたものである。その骨子はあくまで人格の時間を隔てた同一性と物質的な同質性とを切り離すことによって、不变の「実体(substance)」と人格の区別を行うというものである。本発表はロックにおいて人間が自分の過去や記憶について意識したり言及したりするということがいかにして合理性を有するのかという点について、主に「実体(substance)」と人格の関係から見ていくものである。

ロックの人格論の特徴は、物理性を越えた「意識(consciousness)」の連続性が人格を形成するものであるということである。そのわかりやすい例としても身体から手が切り離され、その手がかつて身体が有していた意識と同じ意識を引き継いだ場合、その手が過去の人格と同じ人格を有することになる。意識は過去のある時点での記憶を別の時間においても保持している点において同一であるとロックは言う。その上でロックは人格の同一性が事物や事物の実体の同一性と異なる点を明示するのである。

この論には例えばトマス・リードによる有名な反論がある。それは勇敢な将校が敵から軍旗を奪った時に少年の頃果樹園から果物を盗んで罰を受けた過去を意識した場合、将校と少年は同じ人格を有すると見なせるが、もしその将校が将来将軍となった後その将軍が少年時代罰を受けたことを意識しなくなった場合、将軍は果たして少年ひいては若き将校と同じ人格であると言えるのか、というものである。

無論これについては多くの研究者が指摘するように、ロックにおいて意識と記憶は異なる存在であり、人格に必要な物質に囚われない意識の連続性はあらゆる記憶の完全な保持を必要としない、という主張において反論されている。つまり、ある過去の時点での経験を現時点で記憶しなかったとしても、同じ時点での別の行動を意識し続けることが人格の同一性に寄与する場合もある。つまりある記憶が欠落したり失われるという事実それ自体は、必ずしも人格の存在に影響を及ぼさないものであり、むしろ問題は我々が過去の自分について意識する場合、どのような記憶が私ものであるのかを能動的に気づくことができるかに掛かることとなる。

だがここでロックの人格論において大きな問題となるのは、私が過去の自分あるいは時代を隔てた過去の人物と同一である（ない）と主張するその自己言及の合理性の根拠をどのように客観的に納得させることができるか、という点にある。普通歴史上の人物の生まれ変わりであると人が主張する場合、我々はそれは不合理なことだと考えるものである。実際ロックも自分の靈魂がソクラテスのそれであると主張する理知的かつ才知に溢れた著名人をそのように見ているし、王公の靈魂が靴直しに乗り移ったとしても、王公と靴直し同じ人間と見ることはできないとロックは言う。そこでひとつの鍵となるのがロックにおける人格ないしはその同一性と実体との間の区別である。ロックは非物質的な実体が物理的な同質性を問わず人格を形成するという主張を退け意識に人格成立の根拠を置くのだが、そこには靈魂に代表される形而上の要素や動物の身体に代表される物理的要素を人格の要素から排除しようとする意図が存在している。そして同時にこれはロックの議論の問題点も映し出している。

そこで本発表では、Harold W. Noonan らの議論を引用しつつ、我々が自分の過去について意識しそして言及するその合理性がロック人格論における根本的な問題であるという点に着目し、ロックにおける「私」の根拠に対する態度を論じたい。

個人研究報告

Remember Doing に関する考察

櫻木新（芝浦工業大学）

本発表のテーマは、英語と日本語の間に存在する記憶表現上の相違とその哲学的な含意である。本発表では英語で記憶事象を表現するときに用いられる典型的な動詞を取り上げ、その特定の用法の示す含意を詳細に検討した上で、日本語にはこの表現と用法が一致する表現がないことを明らかにする。その上で、この概念的な相違に由来する哲学上の問題を検討する。

英語において記憶を表現する際に最もよく使用される動詞は、remember であろう。この動詞は、その文法的対象の種類の違いに応じて、以下のような代表的な用法が知られている。

1. I remember the man.
2. I remember that I saw him last Friday.
3. I remember seeing him last Friday.
4. I remember how to open the door.
5. I remember to send him the picture.

これらの用法はそれぞれ異なる含意を持つとされるが、本発表が主に取り扱うのはこのうちの3番目の用法である。本発表ではまずこの'remember doing'の用法によって表現される概念が、そのほかの'remember'の用法によっては表現できないものであると論じる。そして特に2番目の、'remember that'の用法によって表現される記憶概念との違いを、"I remember that I did it, but I don't remember doing it"という文によって記述できるようなケースを詳細に検討することを通じて明らかにする。この二つの記憶概念は様々な点で異なる含意を持つが、特に3番目の用法もつ一定の因果的な含意に注目し、哲学における experiential memory や心理学における episodic memory のような記憶概念との関係を論じる。

本発表の後半では、これら'remember'の二つの異なる用法とそれが表現する記憶概念を踏まえ、日本語における代表的な記憶表現「覚えている」、「思い出す」の表現する用法との比較を試みる。例えば、日本語では2と3のような英文は

6. 私は先週の金曜に彼と会ったことを覚えている（思い出す）

のように同じ文章で表現することができる。しかしそれでは、そもそも"I remember that I did, but I don't remember doing it"のようなケースを日本語でどう記述すべきだろうか？先ほどの'remember'の分析を通じて得られた'remember that' と 'remember doing' の表現する2つの記憶概念の分析をもとに、この問題に取り組む。そして「覚えている」や「思い出す」のような日本語の記憶表現には、'remember doing'を特徴付ける因果的な含意を、少なくとも'remember doing'のように明確かつ一義的な形では、表現できるもの存在しないことを示したいと思う。

本発表の最後では、この記憶表現の示す概念的な相違がもつ哲学的な重要性に考察を加える。人格の同一性に関するシューメーカーの著名な議論をはじめとし、記憶に関する哲学的な議論では、しばしば英語における記憶概念が重要な役割を果たしている。本発表では、日本語でそれらの議論を正確に表現することの困難を論じ、とりわけこの表現上の問題がそれらの議論の説得力に影響を与えないかどうかを考察する。

* 本研究はJSPS科研費（課題番号23720015）の助成を受けたものです。

個人研究報告

ヒュームのミッシング・シェイド・オブ・ブルーについて

竹中久留美（東洋大学）

「ミッシング・シェイド・オブ・ブルー」(The missing shade of blue) とは、ある特殊な感覚経験がなくとも心がそれに対応する当該の像を生み出すことも可能であるということについて、デイヴィッド・ヒューム自身が例示したものから取り上げられた問題である。ヒュームは『人間本性論 A Treatise of Human Nature』(1739-40)において、また削除もほとんど変更もなく『人間知性研究 An Enquiry concerning Human Understanding』(1748)においてこれを論じている。ヒュームは、この例示に対して、自分が掲げる別の原理と矛盾する現象であると認めている。また確かに矛盾するとみなされ得るために、研究者達は、これをヒューム哲学における問題の一つとしている。

ヒュームは『人間本性論』第一巻「知性について」第一部「観念、その起源、構成、抽象、結合などについて」第一節「観念の起源について」と、『人間知性研究』第二章「観念の起源について」において、「30年で渡って視覚を享受し、そしてすべての種類の色を、例えば、今まで不運にも出くわさなかつた青のある特殊な色合いを除いては、十分よく知るようになってきたある人を想定しよう」(T.1.1.1.10)と思考実験を提起する。そして、当該の色について、感覚されたことがないにもかかわらず、観念を抱くことが出来るかという問い合わせ立て、「出来ないという意見の人は少ないと私は信じる」(T.1.1.1.10)と結論する。しかし、この現象はヒューム自身が提示した「初めて現れる私たちの単純観念すべては、それら観念に対応し、その観念が正確に再現する単純印象に由来するのである」(T.1.1.1.10)という原理に矛盾する。けれども、ヒュームは、この挙げた事例について、この原理を変更する必要のない独特なものであるとして考慮に値しないとする。

この思考実験を提起するパラグラフは『人間本性論』と『人間知性研究』とでほとんど記述の変更がない。この点を踏まえると、ヒュームが自らの哲学においてこの議論を重要視していたと解釈するに難くない。そうであるならば、上で言われるような矛盾が実は矛盾ではない整合的なものとなる議論がヒュームにおいて見出されるのではないだろうか。これについての検討を加えていくのが今回のテーマである。

そこで、まずヒュームの認識論に係る基本タームを確認する。その中でも、抽象観念の議論、とりわけ「理性的区別 the distinction of reason」について十分に検討をしていく。その中で、観念において分離できないものを分離するには「類似 resemblance」が鍵となる概念であることに着目する。

また、『人間本性論』において色について論じられている箇所を参照しながら、比較し検討をしていく。それにより、ヒュームの色についての見解を浮き彫りにしていく。それらを踏まえた上で研究者により提示されている諸解釈を吟味する。そこから抽出できる矛盾の解決法が問題の解明に有効であるか否か検証する。

最後に、ヒュームによる無限分割の否定により論理的には部分が成立することや「出来ないという意見の人は少ない there are few but will be of opinion that he can」(T.1.1.1.10)ことは実際に像を描けるかどうかということに依存しないという点を指摘したうえで、恒常的連接の議論を踏まえて「関係」の類似という解決法を提示していく。

個人研究報告

ヒュームの因果論における論理学

菅原宏道（東北大学）

デイヴィッド・ヒューム（1711-76）は『人間本性論』（1739-40）序論において、「精神がいかなる能力と性質とを有するか」を人間本性の諸原理としてこれを解明するという人間学の構築を試みる上で、その目的のための方法あるいは手段として実験的推理法（the experimental method of reasoning）の採用を約言した。これは、数多くの個別的な経験的事実（experiment）を収集し、すべての結果をできるだけ少数の原因から説明するという方法、言い換えると、印象と観念からなる知覚の世界を因果的観点から探究することによって、人間本性について可能な限り普遍的な諸原理の獲得を試みる方法である。また、彼は同じく序論において、論理学（logic）の目的はただ一つとし、これを「われわれの推論能力の原理と作用、ならびにわれわれの観念の本性を説明すること」とも述べた。これについて彼は、後に、自ら同著の書評者に扮して弁を試みた『人間本性論摘要』（1740）において、「著者は論理学に関する部分を完成し、他の諸部門を彼自身の情念についての説明に基づいて展開した」と、いわば追い書きをしている。ヒュームにおける論理学は、概ね『人間本性論』第一巻「知性について」に該当すると理解することができる。

しかし、ヒュームが『人間本性論』第一巻、あるいは左記における主要な議論が改稿されるとともに新たな議論が加えられて上梓された『人間知性研究』（1748）において、論理学あるいは論理という語を実際に用いて、それらについてまとった見解を述べている箇所は少ない。二つほど挙げれば、一つは『人間本性論』第一巻第三部第十五節「原因と結果を判定するための規則」であり、ここで彼は八つの規則を列叙し、それらを「私の論究において使用するのが適切である論理（LOGIC）のすべて」であると述べる。もう一つは、同著の第一巻第三部第七節の脚註部分であり、ここで彼は、論理学者たちに伝統的に受け容れられている知性の作用（acts of understanding）における分類と、それら各々への定義を「非常に注目すべき誤り」としてこれを論難する。前者は哲学的関係として、原因と結果とを判定するため的一般規則（general rules）あるいは一般原理を敢えて冗長に提示したものであり、後者は知性の作用を三つに分類せず、自然的関係に基づいてそれらを概念作用（conception）に一元化し得ることが自身の考え方として主張されていよう。

本報告では、ヒュームの因果論における論理学あるいは論理を、彼以前の近世的論理学における趨勢を踏まえるとともに、オーウェンらの解釈を参考とし、主に、量と数とを対象とする抽象的科学における論証的な確実性の議論、自然的関係と哲学的関係との二分法を用いて議論することの意義、そして、理性による論証と経験による推論との協同などの観点から考察する。これにより、彼の論理学を、トリビアルな論証の議論に終始するものではなく、また、思考の妥当性の法則あるいはその体系としての論理学でもなく、ある種の一般的かつ漸次的な諸原理として取り出すことを試みる。

個人研究報告

ヒュームにおける「偶然」について

豊川祥隆（京都大学）

デイヴィッド・ヒュームは、『人間本性論 *A Treatise of Human Nature*』、『人間知性研究 *An Enquiry concerning Human Understanding*』、及び『自然宗教についての対話 *Dialogues concerning Natural Religion*』などにおいて、「偶然」をもっぱら消極的に扱う。ヒュームによれば、偶然は、「それ自体では何ら実在的なものではなく、適切に言えば単に原因の否定に過ぎ」ず、われわれの「想像力を不偏の状態に留め」、推論の形成を停止させるものである。このことは、ヒュームの因果論における主張、すなわち、われわれの（とりわけ）恒常的隨伴の知覚によって、習慣的に因果推論が成立するということ、及び、原因とは、ある別の対象に時空的に隣接、先行し、恒常的隨伴の関係のうちにあるような対象であるということと並行させて考えれば、一見もっともらしく見える。

しかし、特に現代においては、ヒューム哲学に対して懷疑的実在論的な解釈が提示され、ヒュームの因果論にもまた、新たな光が当てられることとなった。ヒュームは、心の知覚とは独立な因果性を、それについての十分な観念をわれわれが有しておらず、われわれにとって合理的な認識手段にはなり得ないと消極的に評価するが、懷疑的実在論的な解釈は、その評価を理由に、ヒュームが心の知覚とは独立な因果性の存在を否定するわけではなく、むしろ逆に、因果論を展開するにあたり、その存在を前提しているという点を強調する。ヒュームのテキストに即して考えると、確かにこの論点は一定の根拠を持っている。しかし、このような解釈が可能である場合、「原因の否定に過ぎない」、「因果性と対をなす」ような偶然についても、併せて考え直す必要があると思われる。なぜなら、仮にわれわれが観念として直接に想い得ないような因果性に対しても、一定の因果論的な意義が与えられるのであれば、同様の根拠から、ヒュームによって消極的に扱われてきた偶然に対してもまた、そのような意義が与えられ得るかもしれない、そこで偶然に何らかの意義が見出されるのであれば、ヒュームの因果論全体を見直す必要が出てくるかもしれないからである。

そこで、本報告では、懷疑的実在論的な解釈を視野に入れつつ、ヒュームの偶然概念の分析と、ヒュームの因果論において、偶然が担い得る役割の考察を行う。まず第一に、ヒュームの著作内における偶然の用法を精査する。ヒュームは、蓋然性や確率とは関係のない文脈で偶然を扱う場合でも、いくつかの異なる用法を「偶然」という言葉に帰しており、統一的な意味をこの言葉に持たせていないように見える。したがって、主題的に偶然を扱った九鬼周造の『偶然性の問題』における、偶然の意味の六分類などを参考にしつつ、ヒュームにおける偶然概念を整理し、それが持つ意味や機能を明確に提示する。そして第二に、吟味されたヒュームの偶然が、懷疑的実在論が採られた因果論の中で、いかなる意義を有するかについて考察する。その際、ヒューム哲学について懷疑的実在論を採る John P. Wright の『デイヴィッド・ヒュームの懷疑的実在論 *The Sceptical Realism of David Hume*』などを参考にし、最終的に、懷疑的実在論的なヒューム哲学において、偶然と対をなす実在的な因果性が積極的意義を有する一方で、偶然は、やはり消極的な意義しか与えられないことを示す。また同時に、Wright らの主張とは別個に、ヒューム哲学が有する目的の一つが、両概念の意義についての差異が生じるための人為的要因になっていることを提示する。

個人研究報告

A・D・リンゼイのデモクラシー論と近代議会制の擁護

中村逸春（東北大学）

A・D・リンゼイ（1879-1952）は、近代デモクラシー思想とピューリタニズムとの結びつきに着目して独自のデモクラシー論を展開した、オックスフォード大学の政治学者である。これまで多くの先行研究で、近代デモクラシー思想とピューリタニズムの関係についてのリンゼイの主張は検討されてきた。しかし、リンゼイによる近代議会制の擁護について考察したものは意外にも少ない。そこで本報告では、大陸においてケルゼンやシュミットが近代議会制を批判していた時期に、リンゼイはピューリタンの経験に訴えることで近代議会制を擁護したのだという点を明らかにする。以下で述べるように、リンゼイは「パトニー討論」でのクロムウェルの見解に「討論に基づく統治」という理念を認め、これが代議政体を支える理念であると主張し、さらに大衆デモクラシ下におけるその継承の可能性について論じたのである。

リンゼイは、近代デモクラシーの思想的源泉として、17世紀イギリスのピューリタン諸教派（セクト）の経験を改めて想起すべきであると強調する。リンゼイは、独立派やクエーカーなどのピューリタンの「コングリゲーション」（小集会）において、ある種の「デモクラティックな統治」が行われていたことに注目した。彼によれば、コングリゲーションでは、「討論によって他のどのような方法においても見出すことのできない何ものかを発見する」ことが重視されており、彼はここに「討論に基づく統治」という近代デモクラシーの理念の理想的な実践を見出した。しかし、「小集団がうまく運営されているとき、集団の決定は全てのメンバーの決定であると感じられるため」、このコングリゲーションでの経験は、「同意に基づく統治」というまた別種のデモクラシーの理念とも結びつけられてきた、こうリンゼイは指摘する。

リンゼイは、このピューリタン諸教派の経験を踏まえて、近代議会制の意味を捉え直した。すなわち彼は、以上の二つのデモクラシーの理念を、「パトニー討論」におけるクロムウェルとレヴェラーズの各主張に見出し、代議政体についての双方の対照的な態度に着目した。

まず、レヴェラーズは「同意に基づく統治」を重視する立場から、「立法院議員の選択に参加する権利」が全ての人に認められるべきと主張したが、これは原理的には代議政体を支える理念ではないとリンゼイは強調する。彼によれば、ルソーにも見られるこの種のデモクラシー論では、「代議政体は本質的にデモクラティックではない」と否定的に捉えられる傾向があり、国民投票などを通じた国民の直接的な政治参加がその理想とするところになる。またリンゼイは、大衆デモクラシ下での直接的な政治参加は支配を正当化する手段として利用される危険を多分に有すると考えた。他方、彼によれば、クロムウェルは「討論に基づく統治」の理念を代表しており、「神の意志を知りたいと願う人々が率直かつオープンに討論することで発見され得る何ものかを見出」そうとした。リンゼイは「討論に基づく統治」に関して、「同意に基づく統治」とは対照的に普通選挙制の導入を強く要望するものではないが、これこそ代議政体を根拠づける理念であると主張した。彼によれば、「野党」の存在が認められていることが象徴的に示すように、「代議政体の目的とは、有益な討論を実現するために異なる意見を容認し保持すること」にある。リンゼイは「討論に基づく統治」という理念に適合的な制度として近代議会制を擁護したのである。

その上でリンゼイは、キリスト教諸教会や大学や種々のアソシエーションが中心となり多くの討論がもたら「輿論」が形成され、それが議会の討論に反映されるということが（下からの意見集約のプロセスを通じて、全ての人の最終的な意志決定への関与が保証されることが）、大衆デモクラシ下で近代議会制が意義をもち続けるための前提であると論じた。

個人研究報告

ロールズとシジウィック
—反照的均衡概念をめぐって—

池田誠（北海道大学）

ジョン・ロールズの『正義論』(1971/1999 rev. ed.)は功利主義に代わる体系的な正義構想を提示したことでも有名であるが、同書はさらに反照的均衡という概念を提示したことでも知られている。ロールズによれば、道徳理論とは道徳学説の比較検討を通じてわれわれの道徳的能力を解明・記述する道徳原理の定式化を目指す探究であり、この探究において彼の正義の二原理は、功利原理と比べて、われわれの熟考された道徳判断全体とよりよく整合する——つまり、それら判断と「反照的均衡」状態をなす——という点から正当化される。彼はこの原理と判断との反照的均衡を目指すという道徳理論の探究手法を、倫理学史上、アリストテレス『ニコマコス倫理学』やヘンリー・シジウィック『倫理学の諸方法』にも見られるきわめて古典的なものと述べている。

『正義論』の公刊以来、この反照的均衡という概念は、とくにこの「均衡」が（なぜ）道徳原理の適切な正当化根拠となりうるのか（あるいは、なりえないのか）という認識論上の問題をめぐってさまざまな議論と解釈を生んできた。本発表ではこの問題に、ロールズの倫理学史解釈、とくにシジウィック解釈という側面から迫ることにしたい。ロールズがシジウィック『諸方法』を英国倫理学史の金字塔として、また論敵である功利主義の頂点とみなしていたことを鑑みれば、この考察はロールズの反照的均衡概念のみならず、彼の正義論全体およびその倫理学史的位置づけを理解する上でも重要である。

ロールズは『正義論』において、自らの「シジウィック＝反省的均衡論者」説を J. B. シュナイウンドのシジウィック解釈 (in Schneewind (1963), "First Principles and Common Sense Morality in Sidgwick's Ethics") に言及して補強している。これに対して、ピーター・シンガーはこのロールズの反照的均衡概念および彼（およびシュナイウンド）のシジウィック解釈を否定している (in Singer (1974), "Sidgwick and Reflective Equilibrium")。シンガーによれば、(1) シジウィックは功利原理の正当化根拠を常識道徳との整合ではなくむしろ哲学的直観によって得られる「倫理学の基本公理」からの演繹に求めており（哲学的直観主義）、また (2) 道徳原理の正しさの根拠を常識道徳との整合に求めるロールズの探究手法は主觀主義的・文化相対主義的であり、倫理学の探究手法としてふさわしくない。

しかしこのように論じるとき、シンガーはロールズの反照的均衡概念のみならずシジウィックの道徳理論をも誤解している。本発表ではロールズの著作ならびにシュナイウンド、B. シュルツ、A. スケルトンなどの現代のシジウィック研究に依拠して、(a) ロールズのいう「熟考された道徳判断」は無反省に受容されている常識道徳のことではない、(b) シジウィックの哲学的直観主義は「倫理学の基本公理」を定式化する際にわれわれの「反省的な」道徳的意見——ロールズにおける「熟考された判断」——との整合に訴えており、したがってシジウィックも原理と判断の反照的均衡を重視している、また (c) この点でロールズもシジウィックもどちらも文化相対主義の危険にさらされていることを示す。そしてここから、「正義の二原理と功利原理のどちらがより反照的均衡点に近いか」という『正義論』の問題設定が適切であることを確認したのち、最後に、この論点をめぐるロールズとシジウィックのいくつかの対立点を概観する。

個人研究報告

ハイエク・バーク・保守主義

—ハイエクはバークをどのように読んだのか？—

中澤信彦（関西大学）

ハイエク（Friedrich August von Hayek, 1899-1992）が自身の政治哲学・社会理論を開拓するにあたって、頻繁に思想史の手法に訴えたことは、広く知られている。思想史家としてのハイエクは、自らが擁護に努めるイギリス系の「個人主義」「自由主義」の伝統の代表として、ロック、マンデヴィル、ヒューム、スミス、ファーガスン、タッカーらと並んで、バーク（Edmund Burke, 1729/30-97）を高く評価し、好んで頻繁に引用した。バークは、アイルランド出身のイギリスの政治家・思想家で、ウィッグ党の下院議員として、国王ジョージ三世の王権拡大を批判し、イギリス本国によるアメリカ、アイルランド、インドへの圧政に異議を唱えたが、フランス革命の際に有名な『フランス革命の省察』（1790）を著わし、伝統と秩序の維持を主張し、自らの理性に頼って新たな社会秩序を作り出そうとしたフランス革命の指導者たちの知的傲慢を激しく非難した。この著作が獲得した高い評価によって、彼は近代政治思想における「保守主義の祖」と言われるようになった。このバークの思想がハイエクの政治哲学・社会理論において有する意味を考えようとする場合、少なくとも以下の三つの論点を念頭に置く必要があるように思われる。

第一に、ハイエクは、近代における眞の「個人主義」「自由主義」の創設者の一人としてバークを賞賛し、好んで頻繁に引用したけれども、他方で、彼の論敵であったケインズやラスキもまた、バークを高く評価していたことが知られている。したがって、ハイエクがバークをどのように読んだのか、その読解の詳細を明らかにすることは、ハイエクが積極的に評価したバーク思想の側面を明確化することであり、ハイエクの政治哲学・社会理論の特質と意義を明らかにするために不可欠な作業の一つと言えよう。

第二に、ハイエクは、「保守主義の祖」としての一般的なバーク理解を明確に拒絶した。なぜハイエクは一般的な理解に逆らってまでバークを「保守主義」から切断する必要があったのだろうか？ それは同時に、なぜハイエクは『自由の条件』（1960）の追論「なぜわたくしは保守主義者ではないのか」において、「自由主義」と「保守主義」を概念的に峻別したのか、と問うことでもある。

第三の論点は、ハイエクのバーク読解のバイアスをめぐるものである。実際のところハイエクはバークをどのくらい広く、深く、正確に読んでいたのか？ その読みにバイアスがあったとすれば、それはいかなる性質のものであり、ハイエクの政治哲学・社会理論の理解にとっていかなる意味を有し、バーク研究史上どのように評価されうるのだろうか？

本報告は、以上の三つの論点を導きの糸として、ハイエクのバーク読解の詳細を明らかにする。ハイエクが残したバークへの言及は、分量的に決して少なくないが、断片的なものばかりであり、マンデヴィルやヒュームのような独立のバーク論は相当しない。そこで、ハイエクがバークの膨大なテクスト群のうちの何を参照したのかにとりわけ着目しつつ、バークへの言及の有様を時系列的に整理する。

本報告の構成は以下の通りである。（i）論文「眞の個人主義と偽の個人主義」（1946）におけるバークへの言及を検討する。（ii）壮年期の主著『自由の条件』を検討する。（iii）『自由の条件』の追論「なぜわたくしは保守主義者ではないのか」を検討する。（iv）『自由の条件』と並ぶ後年の主著『法と立法と自由』（1973、1976、1979）を検討する。（v）これまでの議論を整理しつつ、「つまるところ、ハイエクはバークをどのように読んだのか？」という問い合わせに、できるだけ明快な答えを与える。

個人研究報告

ホップズ『リヴァイアサン』の第2自然法は何を意味するのか

新村聰（岡山大学）

ホップズは『リヴァイアサン』第14章「第1、第2自然法と契約」において、第2自然法として社会契約について説明し、さらに第17章「コモンウェルスの原因、発生、定義」において、ふたたび社会契約について説明している。通説ではこれら2つの社会契約は同一のものと解釈されているが、はたしてそうであろうか。

ホップズは2つの社会契約についてそれぞれ次のように述べている。

・第1社会契約（第2自然法）（第14章）

「人は、他の人々もそうである場合に、そして平和と自己防衛のためにそうすることが必要だと自分が考える限り、すべてのものに対するこの権利を進んで放棄するべきであり、自分が他の人々に対して持つ自由は、他の人々が自分に対して持つことを許せる範囲で満足すべきである。」(*Leviathan*, ed. by R.Tuck, p.92, 水田訳(1)218頁)

・第2社会契約（第17章）

「これは……すべての人がすべての人と結ぶ信約によって、1つの同一人格内に形成されるすべての人々の真の統一である。その方法は、あたかもすべての人がすべての人に対して次のように言うかのようなものである。すなわち『私はこの人または人々の合議体を権威づけて、それに私自身を統治する私の権利を与えるが、それはあなたも同様にして、あなたの権利をかれに与えてそのすべての行為を権威づけるという条件においてである』。」(*Leviathan*, p.120, 訳(2)32-33頁)

これら2つの社会契約の違いは、第1社会契約では「すべてのものに対する権利」を「放棄する」とされるのに対して、第2社会契約では「自己を統治する権利」を「個人または合議体」に「与える」とされる点にある。後者の第2社会契約がコモンウェルスの設立を意味することは明らかであるが、第1社会契約は何を意味するのであろうか。

『リヴァイアサン』第2自然法に述べられているこの第1社会契約の意味を理解する鍵となるのが、『市民論』の対応する記述である。ホップズは『リヴァイアサン』の第2自然法を『市民論』では第1自然法と呼んでおり、それを聖書からの引用によって次のように確証している。

「『すべてのものの共有を廃止せよ』という第1自然法、すなわち『私のもの』と『あなたのもの』の導入に関する法についていえば、私たちはまず第1に『創世記』第13章第8-9節で、アブラハムがロトに言った『私とあなたの間ではもちろん、お互いの羊飼いの間でも争うのはやめよう。あなたの前にはいくらでも土地があるのだから、ここで別れようではないか』という言葉から、共有がいかに平和に反するものであるかを知る。また『私たちのもの』と『他人のもの』の区別に関する法は、聖書の中で他人に対する侵害を禁じているあらゆる箇所によって確証される。たとえば『殺してはならない。姦淫してはならない。盗んではならない』のような箇所がそれである。というのは、それらの箇所は、万人のすべてのものに対する権利が廃止されたことを前提としているからである。」(*De Cive*, ed. by R.Tuck and M.Silverthorne, p.60, 本田裕志訳 98頁)

この聖書からの引用文を見れば、『市民論』の第1自然法と『リヴァイアサン』の第2自然法に述べられている第1社会契約が共有権の廃止と私有権の導入を意味しており、コモンウェルスの設立を意味する第2社会契約とは異なるものであることは明らかであろう。

シンポジウムII イギリス思想とアメリカ 第1報告

イギリス思想とアメリカ
—17世紀ケイカーの宗教思想—

西村裕美（立教大学）

発表者に与えられた課題は、17世紀イングランドとアメリカ大陸とを繋ぐ宗教思想としてキリスト教プロテスタントの一教派であるケイカー（＝フレンド派）の教説と活動の特徴を見ること、それを通してイングランド本国とアメリカ植民地のトランスマスアトランティックな関係史のうちの17世紀という時代の一特徴を提示することにある。

ケイカーの教説と活動の特徴を論じる際、発表者は縦軸に時間軸を、横軸に空間軸を設定する。まず時間軸として、一つはピューリタン革命期（1640-1660）を、もう一つは名誉革命期を焦点に据える。また空間軸に、イングランドとアメリカ大陸とを据える。

ピューリタン革命期、G・フォックス（George Fox）に代表されるケイカー第一世代の活動は、「靈的前千年王国思想」に基づくものであった。またW・ペン（William Penn）に代表される第二世代のケイカーたちが名誉革命期以前に実現したものが、ペンシルヴェニア植民地での「信仰の自由」を基本とする「寛容」であった。時間軸で設定したこれら二つの革命期に、空間軸であるイングランドとアメリカ大陸を交差させることで、ケイカーを手立てに17世紀という時代の一断面を見ていくのがねらいである。

ピューリタン革命期イングランドで始まった第一世代のケイカー運動は、当時の時代潮流であった終末意識に支えられ「靈的前千年王国思想」となった。ケイカーの教説である万人に宿る「光」は、「靈のキリスト」というこの時期に特有のアンチノミアニズムとなって1650年代のイングランドでカルヴィニズムとの相克を繰り返し、ケイカー側は多数の逮捕者を出した。そのアンチノミアニズムは1630年代アメリカ大陸ニューイングランドのマサチューセッツ植民地で繰り広げられた「アンチノミアン論争」のイングランドへの再来であり、ケイカーの論敵カルヴィニストたちも人脈と思想の系譜では同じ1630年代に遡り得る。このケイカーのアンチノミアニズムとカルヴィニズムとを比較することで、1650年代イングランドの執政権側であった正統ピューリタンと、急進ピューリタンであるケイカーとの差異を「救いの教説」に焦点を当てて述べる。その意図するものは、「業績」を促進したカルヴィニズムと、「人権」を促したアンチノミアニズムとの差異である。

第二世代のケイカーは、イングランドで依然実現不可能だった「信仰の自由」を、1680年代初頭からのペンシルヴェニア植民によって実現した。すなわち、カトリック教徒をも含めた「寛容」である。また、自由民の成人男子の政治参加と非武装平和社会とを実現した。「聖なる実験」と言われたこれらキリスト教の理念に基づくペンシルヴェニア植民は、ウォルテールのペンへの賛辞を待つまでもなく、当時のアメリカ大陸のどの植民地とも違った自由な社会を生み出した。こうした植民地が実現したのは、ペンのイングランドでのケイカーとしての体験、ならびに共和主義による影響があった。

ケイカー第一世代のフォックスと第二世代のペンとの違いを、魔女を信じる前者と信じない後者、奇跡による治癒力の賦与を信じる前者と信じない後者に見る見方が一般的である。確かにそうした違いはあるが、しかし、ペンは「近代思想の先駆者」という視点のみでは捉えつくすことはできない。第一世代のフォックスと「信仰の自由」の実現を求めて投獄を繰り返した第二世代のペンとは、同じ近世という時代を生きた「近世人」であった。ペンシルヴェニア植民は、このような中世と近代を併せ持つ「近世人」ペンによってこそ実現可能となったのだ。

その後ケイカーは、18世紀以降、アメリカ大陸においては黒人奴隸解放運動や女性解放運動に参与していく。それら人権思想を支えたケイカーの教説は万人に宿る「光」の教説であるが、その源流を辿るならまぎれもなく17世紀の「靈のキリスト」に帰着する。

シンポジウムII イギリス思想とアメリカ 第2報告

アメリカ啓蒙
—スコットランドとイングランドの貢献—

田中秀夫（京都大学）

王国の栄光を増すという大義のもと、ローリーによって着手されたヴァージニア植民地や、ピルグリム・ファザーズの亡命の地プリマス、クエーカーのウィリアム・ペンのペンシルヴァニアなど、様々な事情から形成されたイングランドの北米植民地は、広大な荒野、可能性に満ちた豊穣の地、自由な国として、急速な発展を遂げた。「世界はすべて最初アメリカであった。」ロックがそう語ったアメリカにも18世紀には文明化の波が押し寄せた。

移民も含め4半世紀で倍増する人口は広大な土地に吸収され、イングランドの非国教徒、スコットランドとアイルランドの長老派がもたらしたプロテstantの精神と、イングランドから伝えられた自治と共和主義を基礎とする政治文化によって、アメリカは漸次統合された。プロテスタンティズムと共和主義はアメリカ人の内部で共存し、興隆する資本主義精神と緊張関係をはらみながらアメリカ的精神の起源となった。

アメリカは、フランクリンの「時は金なり」に象徴される勤労資本主義を基軸に経済発展した。剩余を持つに至った富裕な社会は奢侈の技芸、文化と思想を発展させ、様々な職業が成立する。啓蒙思想を生み出したのは旧世界だが、それを実現したのはアメリカであるとコマジャーはアメリカ啓蒙の研究に書いた¹。

アメリカ啓蒙はプロテスタンティズムと共和主義、自然法思想とロック的自由主義のアマルガムである。宗教の自由はブリテン以上に存在した。アメリカは希望の土地、憧れの国となり、フィラデルフィアは啓蒙の国際都市となる。フランクリンのような、科学者として独創的な業績を持ち、ブリテン、フランスの啓蒙思想家と交流する啓蒙知識人が登場し、スコットランドからアメリカに渡る知識人——ジョン・スミス、ウィザスプーン、ジェイムズ・ウィルスンなど——も出てくる。彼らはよきアメリカ社会の形成に教育や政治を通じて貢献した。

アメリカの啓蒙思想家として、他に、ペイン、アダムズ、マディソン、ジェファスン、ハミルトン、ラッシュ、スタナップ・スミスなどがいるが、ヨーロッパの啓蒙のような華々しさを欠く。アメリカのキャノンはペインの『コモン・センス』や『人間の権利』、マディソン等の『ザ・フェデラリスト』、アダムズの『アメリカ合衆国統治制度擁護論』、ジェファスンの『ヴァージニア覚書』などで、ブリテン、ヨーロッパ大陸の啓蒙に見劣りがする。

けれども、アメリカには「独立宣言」と「合衆国憲法」がある。これは啓蒙の産物に他ならない。アメリカ啓蒙の思想家は、共和国は小国にしか樹立できないという定説を批判し、大国に樹立可能で、公共の福祉を実現する上で小共和国より大共和国のほうが有利だという構想をもたらした。『フェデラリスト』第10編のマディソンである。彼は適切な代表者が選ばれる可能性が大きく、党派の危険に晒される可能性が少ないことをもって、小共和国より大共和国が優れていると説いた²。大国では党派対立が激化しないことは、ジョン・ミラーなども指摘していた。マディソンは、ヒューム「理想の共和国案」に依拠してこの命題を構築した³。

アメリカは大連邦共和国を樹立し、権力分立の機構を組み込むことによって、歴史に新次元をもたらした。アレントはアメリカ革命を賛美する⁴。ブリテンとヨーロッパの自然法思想と共和主義の総合としてのアメリカ「独立革命」の思想こそ、アメリカ啓蒙の中軸にある。それはとりわけスコットランド啓蒙を通じてアメリカに伝えられた。もちろん、イングランドのトマス・ホリスなどのカントリの貢献も大きい。時間があればホリスの貢献を紹介したい。

¹ Commager, Henry Steel, *The Empire of reason: How Europe Imagined and America Realized the Enlightenment*, Weidenfeld and Nicolson, 1978. Preface (p.9)

² Hamilton, Madison, and Jay, *op.cit.*, pp.44-45. 『ザ・フェデラリスト』四〇-四九ページ。

³ Cf. Douglas Adair, “‘That Politics May Be Reduced to a Science’: David Hume, James Madison, and the Tenth Federalist”, in *Fame and Founding Fathers*, Liberty Fund, 1998, pp.132-151.

⁴ ハンナ・アレント『革命について』

シンポジウムII イギリス思想とアメリカ 第3報告

プラグマティズムと形而上学
—ジェイムズとシラーを中心に—

冲永宜司（帝京大学）

この発表では、アメリカ、イギリスの代表的なプラグマティストによる、形而上学的な問題への態度の相違について考察する。両者のプラグマティズムの相違は、形而上学的問題において最も明確になると考えられるからである。プラグマティズムは形而上学が扱う超越的な領域を否定したのではなく、むしろ私たちの観察や実証の及ばない領域の、実際的な意義と効力について考察した立場だと言える。しかし、超越的な領域を承認すると、こんどは観察可能な世界について有効な概念がどのような位置づけになるのか、という問題が生じる。そしてこの概念の位置づけによって、形而上学的問題の解決方法は根本的に異なるてくる。この方法について、アメリカのウィリアム・ジェイムズの見解と、彼と相互に影響関係を持ったイギリスのフェルディナンド・C.S.シラーのそれとの違いを考察し、両者のプラグマティズムの根本的な相違と、哲学的な価値について確認したい。

概念と実在との関係について、まずジェイムズは、私たちに有効な実際的帰結をもたらす信念としての概念を、積極的に実在と見なしていく。この概念はアприオリではなく、経験と実践にもとづく有効性による信念である点が、プラグマティックなのである。しかも彼の場合、この実際的帰結とは、広い意味でよりよく生きるという範囲にまで拡大される。この点、実際的帰結の範囲と対象は、たとえばC.S.パースの場合ほど明確ではない。しかし問題は、この範囲とそこの対象は、私たちの経験の範囲である限り、必ず特定範囲に限られる、つまり経験の宇宙の内部であることを宿命としている点である。たとえば物質や精神という根本概念も、経験的に用いられる各々のコンテクストの範囲内において有効であるが、この有効範囲の断絶が、かえって心身問題も生じさせてしまったのである。

これに関してシラーは、概念を実際的な有効性によって成立する経験的なものと見なす点ではジェイムズと共通するが、その概念自体に実在性を付与せず、仮の道具とする傾向がジェイムズより強い。そして、概念の実際的な有効性は現在の経験範囲での有効性に過ぎず、やがて実現される宇宙では、その見直しが要求されるという。それはシラーが、有効な概念の実在化は、その概念の適用範囲外においては、かえって形而上学的な謎を生じさせた、という点を重視するからである。たとえば近代科学の意味での「物質」とは、それ自体は実在でも宇宙の姿でもないので、それが宇宙の基本単位と見なされたために、心身問題や生命発生の謎などの形而上学的問題が生じてしまったという。すると反対に、この「物質」が見直されれば、この類の形而上学の謎は最初から生じなかつたことになる。

では両者のプラグマティズムが目指す所はどこなのか。ジェイムズは一元的な概念で宇宙をすべて説明する場合に生じる矛盾を分析した上で、宇宙の多元性を唱える。これは物質や、反対に観念論的な絶対者など、特定の概念による宇宙の一元化への拒否であり、多元的宇宙の主張である。それは、各々の概念の適用範囲の限界を認め、宇宙を開いたものにすることもある。一方シラーは、我々の概念から実在性を剥奪し、この暫定的な概念による宇宙像の形而上学的な仕組みを調べることで、不可知論、懷疑論の意義を一定程度認める。しかし、宇宙を多元的なものとして捉えるのではなく、問題の出所としての概念自体が見直されることで、我々は一元的な宇宙へと近づいていくという。これがシラーの考える宇宙の進化であり、この進化の先に、我々が暫定的な概念を用いるがゆえに生じた、形而上学的問題の解消も実現する。これは、不可知論、懷疑論の出所としての概念をも覆した先に実現する終極的な宇宙であり、そこに多元性は残らない。しかしそれを合理的進化のうちに見るのがシラーの特徴であり、それゆえ問題点でもあることを確認する。

会場のご案内

■東北大「片平（かたひら）キャンパス」へのアクセス

〒980-8577 宮城県仙台市青葉区片平二丁目 1-1

※文系四学部の所在する川内キャンパスではありませんので、ご注意ください。

仙台駅まで

- ・空路経由 仙台空港駅から仙台空港アクセス線にて JR 仙台駅まで約 25 分
- ・新幹線経由 東京駅から東北新幹線（はやて号利用）にて JR 仙台駅まで約 100 分

仙台駅から片平キャンパスまで

- ・徒歩 西口から平坦路を約 20 分
- ・タクシー 約 5 分（西口 1 階乗り場より「東北大片平キャンパス北門」と指示）
- ・仙台市営バス 西口バスプールより（料金は降車時払い）

仙台駅前のりば	系統・行き先	下車停留所(所要時間・運賃)
9番のりば	710 系統「宮教大・青葉台行」ほか 710 番台系統の各バス	「青葉通一番町」（次頁 1-A）下車 (約 5 分、運賃 100 円) 降車後、徒歩でアーケードを南進し、北門まで約 600m（徒歩 7~8 分）
11 番のりば	700 系統「靈屋橋・動物公園経由 緑ヶ丘三丁目行」 705 系統「靈屋橋・動物公園・日赤病院経由 八木山南・西高校行」	「東北大正門前」（次頁 1-B）下車 (約 10 分、180 円) ※「青葉通一番町」で下車する上記方法でも到着できます。
12 番のりば	707 系統「靈屋橋・動物公園・西の平経由 長町南駅・JR長町駅東口行」	

※所要時間は交通状況により異なります。大会会場は片平キャンパス北門近くです。

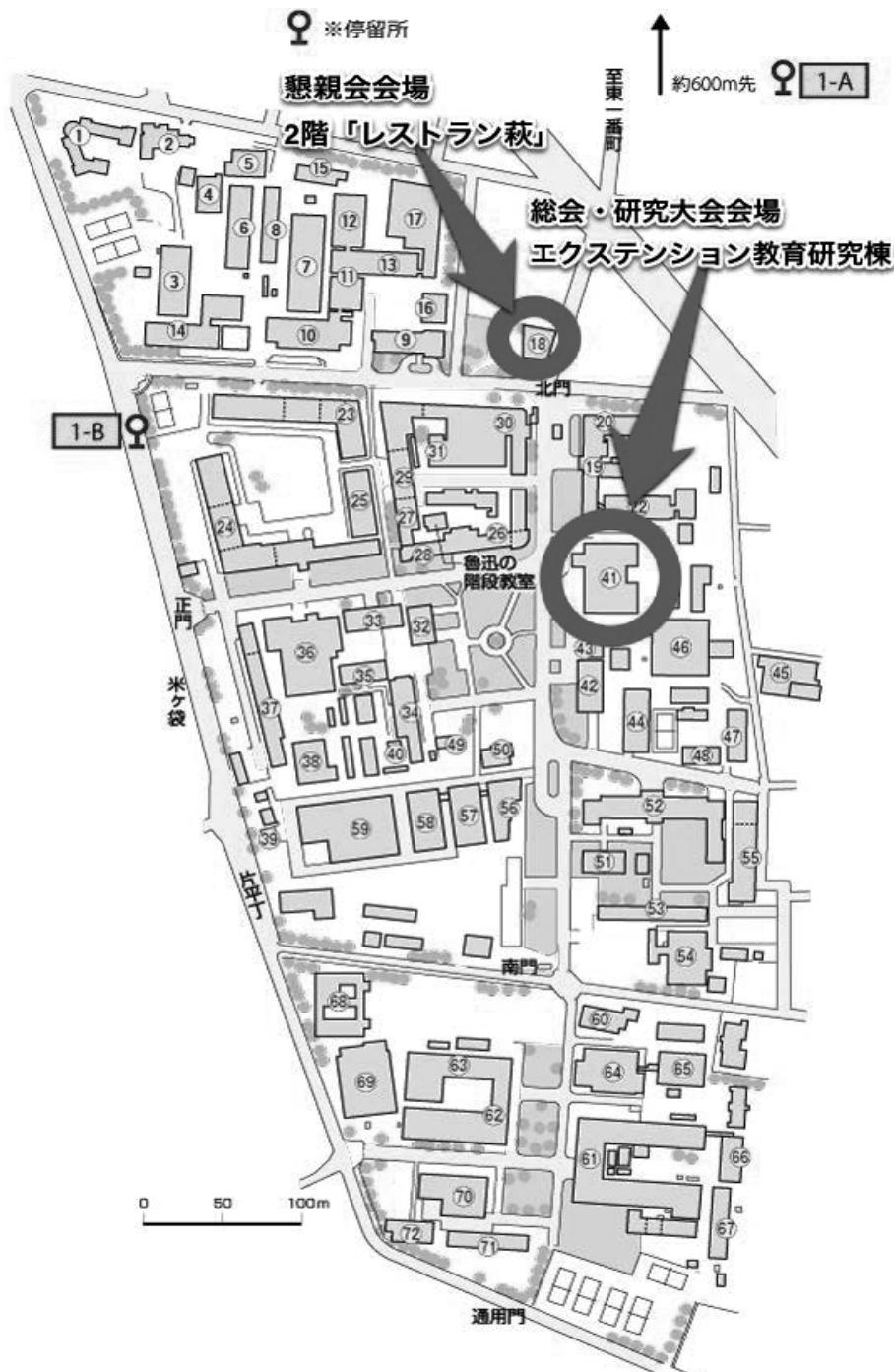


バスマップは<http://www.tohoku.ac.jp/japanese/img/profile/about/10/about1001/busmap_2012.pdf>、
バス時刻表は仙台市交通局サイト<<http://www.kotsu.city.sendai.jp/bus/>>でご確認ください。

■東北大学「片平キャンパス」案内図

会場はいずれも北門近辺です。教室配置図は、当日に会場受付にてお配りします。

- *受付 エクステンション教育研究棟（C07）の1階（予定）
- *総会・研究大会会場 エクステンション教育研究棟（C07）の2階・3階
- *懇親会 北門前の厚生施設2階「レストラン萩」



※上記2施設は、2012年12月時点でのGoogleマップには未掲載ですのでご注意ください。

■宿泊施設

各自でご予約をお願いいたします。

東北大学生協が、本大会参加者を対象にした特設ホームページを開設して宿泊施設の斡旋をおこなっています。当該特設ホームページには、本学会のホームページからリンクをお辿りください。

片平キャンパス北門から北上した一帯（おおよそ青葉通から定禅寺通まで）は仙台の中心繁華街で、国分町通・東一番丁通（一番町）・東二番丁通などに多くの宿泊・飲食施設が存在します。仙台駅西口から片平キャンパスのあいだにも複数の宿泊施設があります。

（大会当日、会場受付にて、仙台のガイドマップ等をお配りします）。

■エクスカーション（被災地視察ツアー）にぜひご参加ください

研究大会の翌日 3月 27 日（水）に、希望者を対象にした被災地視察ツアーを開催します。いまだ震災の痕跡が残り、復旧からはほど遠い沿岸部の津波被災地を訪問・観察するとともに、復興支援に従事してきた NPO 団体のメンバー等から現地およびバス車中にて話を聞く、日帰りのバスツアーです。

東日本大震災後初の東北地方での大会開催にあわせて、個人では必ずしも手配が容易ではない、直接に被災地を訪れて関係者の話を聞く機会を設定いたしました。学会参加のみなさま、ご家族の多数のご参加を心よりお待ちしています。

*行程 2013年3月27日（水）9:00-17:00 仙台駅発着（貸し切りバスツアー。ガイド同乗）

仙台駅	貸切バス	仙台東IC	東部道・三陸道	河南IC	蒲鉾本舗高政
				11:00	11:30
女川地区視察（車窓より漁港周辺見学、七十七銀行跡で下車）					
		11:45		12:00	
石巻復興マルシェ …… 石ノ森漫画館 石巻・門脇地区視察（車窓）					
石巻港IC	東部道・三陸道	仙台空港IC	仙台空港	仙台駅	
		12:30 (昼食)	14:00		
		16:00	17:00		

※行程は、変更となる可能性があります。

*定員 40名まで（予定最少催行人数15名。参加希望者が少数の場合は、ツアーを中止します）

*料金 一人約8,000～11,000円（人数により変動。保険料・昼食代・入場料込）、大会受付にて徴収。

*お申し込み

- ・開催を確実にするため、事前申し込み制とさせていただきます。
- ・参加ご希望は、2013年2月28日までに、開催校事務局<inuzuka@law.tohoku.ac.jp>までメールでご連絡いただくか、同封の「大会出欠届」ハガキにてご意向をお伝えください。（ハガキ郵送の場合、学会業務委託業者から事務局までの連絡にはタイムラグが発生いたしますので、可能な限りメールにて、ハガキの場合は2月中旬ごろまでの早めのご投函にご協力をお願いいたします。）
- ・開催可否や料金については3月上旬をめどに個別にメールにてご連絡をいたします。

*協力 名鉄観光サービス株式会社東北営業本部、一般社団法人 OPEN JAPAN

*お問い合わせ・ご質問は、開催校事務局<inuzuka@law.tohoku.ac.jp>までお尋ねください。

会員の皆様に —大会参加にあたって—

1. 学会費

学会費未納分のある会員は同封の振替用紙にて郵便局でお振り込みください。未納分のある会員にのみ、振替用紙を本案内に同封しています。封筒の宛名ラベルの右下には 2012 年度分までの請求額が印字されています (0 もしくはマイナスの数字は会費が納入済みであることを示します)。年会費は 6,000 円です。なお、大会会場での会費納入の受付は行いません。

2. 大会参加費

1,000 円を大会受付にてお支払いください。ただし、大学院生会員については参加費が免除されます。非会員の方には 2,000 円（大学院生 1,000 円）をお支払いいただきます。

3. 昼食

北門前の「さくらキッチン」「レストラン萩」（キャンパス案内図 18）が営業しております。また、キャンパス東側・北側周辺にも、複数の飲食店があります。生協売店はキャンパス案内図 50 です。

4. 懇親会

会場 レストラン萩（キャンパス案内図 18）
2013 年 3 月 25 日（月）（第 1 日目）午後 6 時より
懇親会費（一般会員 6,000 円、大学院生会員 4,000 円）を大会受付でお支払いください。大会参加費と併せて、釣り銭のないようにご協力をお願いいたします。多くのみなさまのご参加をお待ちします。

5. その他

- ・同封の「大会出欠届」ハガキの、早急なご返信にご協力ををお願いいたします。
- ・東北大学は全面禁煙です。キャンパス内や近隣での禁煙をご協力ををお願いいたします。
- ・開催校では、追加分も含めてコピーや印刷を一切承りません。ハンドアウト等をお配りの場合は、あらかじめ各自でご準備いただくか、大学北門前の店舗（「白木屋コピーセンター」青葉区一番町 1-13-14、「オフィス 24 仙台一番町店」青葉区一番町 1-2-25、など）のご利用をお願いいたします。
- ・報告にあたってプロジェクターやコンピュータ機器を利用予定の場合は、事前に開催校事務局にご相談ください。

6. 会場校問合せ先（開催校事務局）

〒980-8576 仙台市青葉区川内 27-1 (川内キャンパス) 東北大学法学研究科 犬塚元研究室

電話 022-795-6184 メール <inuzuka@law.tohoku.ac.jp>

*大会当日は、開催校事務局携帯電話（090-9239-7264）にお問い合わせください。

日本イギリス哲学会 第37回総会・研究大会 プログラム・報告要旨

発行日 2013年1月31日

発行者 日本イギリス哲学会 会長 只腰親和

事務局 〒108-8345 東京都港区三田2-15-45 慶應義塾大学文学部 柚植尚則研究室内

E-mail: tsuge@flet.keio.ac.jp

URL: <http://www.jsbph.org/>

